

重要事項説明書（利用約款）

介護老人保健施設短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）

（約款の目的）

第1条 介護老人保健施設ソピア御殿山（以下「当施設」という。）は、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、一定の期間、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）を提供し、一方、利用者及び利用者を扶養する者（以下「扶養者」という。）は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

（適用期間）

第2条 本利用約款は、利用者が介護老人保健施設短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）利用同意書を当施設に提出した時から効力を有します。但し、扶養者に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。

2 利用者は、前項に定める事項の他、本約款、別紙1、別紙2及び別紙3の改定が行われない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設を利用することができるものとします。

（利用者からの解除）

第3条 利用者及び扶養者は、当施設に対し退所の意思表示をすることにより、利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画にかかわらず、本約款に基づく入所利用を解除・終了することができます。なお、この場合利用者及び扶養者は、速やかに当施設及び利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画作成者に連絡するものとします。

（当施設からの解除）

第4条 当施設は、利用者及び扶養者に対し次に掲げる場合には、本約款に基づく入所利用を解除・終了することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立と認定された場合
- ② 利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画が作成されている場合には、その計画で定められた当該利用日数を満了した場合
- ③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の提供を超えると判断された場合
- ④ 利用者及び扶養者が、本約款に定める利用料金を2か月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず20日間以内に支払われない場合
- ⑤ 利用者が、当施設、当施設の職員又は他の入所者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑥ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合

(利用料金)

- 第5条 利用者及び扶養者は、連帯して当施設に対し本約款に基づく短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の対価として、別紙料金表の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当施設は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。
- 2 当施設は、利用者及び扶養者が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月10日までに発行し、所定の方法により交付する。利用者及び扶養者は、連帯して当施設に対し、当該合計額をその月の26日までに支払うものとします。なお、支払いの方法は預金口座振替とします。預金口座振替の手続きが未了の場合は、銀行振込とします。
- 3 当施設は、利用者又は扶養者から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者及び扶養者が指定する者に対して、領収書を発行し送付します。

(記録)

- 第6条 当施設は、利用者の短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間保管します。（診療録については、5年間保管します。）
- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則としてこれに応じます。但し、扶養者その他の者（利用者の代理人を含みます。）に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

(身体の拘束等)

- 第7条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

- 第8条 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者又は扶養者若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的を別紙3のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。
- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
 - ② 居宅介護支援事業所（地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕）等との連携
 - ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
 - ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
 - ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）
- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(緊急時の対応)

第9条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

2 当施設は、利用者に対し、当施設における短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）での対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。

3 前2項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者及び扶養者が指定する者に対し緊急に連絡します。

(事故発生時の対応)

第10条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は利用者に対し必要な措置を講じます。

2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。

3 前2項のほか、当施設は利用者の家族等利用者又は扶養者が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

(要望又は苦情等の申出)

第11条 利用者及び扶養者は、当施設の提供する短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）に対しての要望又は苦情等について、担当介護支援専門員、支援相談員に申し出ることができます。また、備え付けの用紙で所定の場所に設置する「みなさまの声」に投函して申し出ることができます。

(賠償責任)

第12条 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は利用者に対して損害を賠償するものとします。

2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び扶養者は、連帯して当施設に対してその損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

第13条 この利用約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は扶養者と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

東京都国民健康保険団体連合会

〒102-0072 東京都千代田区3丁目5番1号 東京区政会館10階

〈1〉受付時間（土、日、祝祭日を除く）午前9時から午後5時まで

〈2〉苦情相談窓口専用 03-6238-0177（直通）

<http://www.tokyo-kokuhoren.or.jp>

東京都国民健康保険団体連合会では介護保険法に基づき介護サービスでお困りの方のために、専用の「苦情相談窓口」を開いて専門の相談調査員が懇切丁寧に相談に応じています。

【苦情申立の対象】

～ 介護サービスの質に関するものであって次の場合 ～

- ・ 事業者、保険者（区市町村）等で取り扱うことが困難な場合
 - ・ 事業所所在地と利用者の居住地に区市町村が異なり、広域に影響が及ぶ可能性がある場合
- 苦情申立人が国保連合会での苦情申立を特に希望される場合

<別紙1>

介護老人保健施設ソピア御殿山のご案内
(令和8年8月1日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 公益財団法人河野臨牀医学研究所 介護老人保健施設ソピア御殿山
- ・開設年月日 平成30年6月1日
- ・所在地 東京都品川区北品川5丁目2番1号
- ・電話番号 03-5793-3355
- ・ファックス番号 03-5793-3365
- ・管理者名 渡辺 寛
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設(13509800015号)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上の介護などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）や通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[介護老人保健施設ソピア御殿山の運営方針]

- 病院から在宅までのシームレスな医療・介護サービスを提供する。
- シームレスなリハビリプログラムの研究成果を行政へ提供する。
- 大規模災害時には、品川区民を守るための拠点施設を実現する。
- 品川区内の介護職養成へ協力する。
- 地域、小学校、図書館と連携する。
- 効率的な施設と情報通信技術を利用し、低コストで質の高いサービスを提供する。

(3) 施設の職員体制

	職員体制	業務内容
・医師	1名以上	利用者の診療及び健康管理
・看護職員	10名以上	利用者の状態観察と与薬管理
・介護職員	24名以上	利用者の生活介護
・支援相談員	1名以上	利用時、療養時の各種相談
・理学療法士	1名以上	利用者の心身のリハビリテーション
・作業療法士		作業療法を通しての自立支援
・言語聴覚士		利用者のコミュニケーション、摂食嚥下機能の支援
・管理栄養士(栄養士)	1名以上	利用者の栄養管理
・介護支援専門員	1名以上	利用者のケアプランの作成
・事務職員	必要数以上	庶務
・その他	必要数以上	施設設備の清掃、管理等
・薬剤師	0.3名以上	調剤・服薬指導等（兼務）

(4) 入所定員等

- ・定員 100 名
- ・療養室 個室 4 室、4 人室 24 室

2. サービス内容

- ① 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）と計画の立案
- ② 食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）
当施設をご利用の場合は、当施設の管理栄養士（栄養士）が作成した献立に基づき、栄養のバランスのとれた食事を提供させていただきます。
朝食 7 時 30 分～ 8 時 20 分
昼食 12 時 00 分～ 12 時 50 分
夕食 18 時 00 分～ 18 時 50 分
- ③ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に最低 2 回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）
- ④ 医学的管理・看護
- ⑤ 介護（退所時の支援も行います）
- ⑥ リハビリテーション
- ⑦ 相談援助サービス
- ⑧ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
- ⑨ 利用者が選定する特別な食事の提供
- ⑩ 理美容サービス（原則月 2 回実施します。）
- ⑪ 行政手続代行
- ⑫ その他
＊これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

- ・協力医療機関
 - ・名 称 公益財団法人河野臨牀医学研究所 附属第三北品川病院
 - ・住 所 東京都品川区北品川 3 丁目 3 番 7 号
- ・協力歯科医療機関
 - ・名 称 医療法人社団藤栄会 日航ビル歯科室
 - ・住 所 神奈川県川崎市川崎区日進町 1 川崎日航ホテルビル 6 F

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4. 施設利用に当たっての留意事項

①食事

施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。

②面会

面会時間は、午前9時から午後20時までとなっております。

ただし、感染症蔓延時等により面会時間の制限をする場合があります。その際は当施設ホームページ、施設内掲示等をご覧ください。

面会時には1階受付にて面会者カード貸出管理表をご記入の上、面会カードを着用して下さい。又お帰りの際には、面会カードのご返却をお願いします。

飲食物の持込については、看護・介護職員までお申し出下さい。療養上、衛生上の理由等により制限する場合があります。

③外出

サービスステーションにて外出の許可をお申し出下さい。

利用者の体調によっては許可できない場合もあります。

④飲酒

飲酒は健康上、他の利用者への影響を考慮しご遠慮下さい。

⑤喫煙

喫煙は健康上、防火上の理由から禁止となっております。

⑥火気の取扱い

施設内へは火の元となるライター、マッチ等の持ち込みはご遠慮下さい。

⑦ペット等の動物について

施設内へのペット等の動物の持ち込みはご遠慮下さい。

⑧備品・設備

施設内の備品・設備をご利用の際は職員にお知らせ下さい。

危険防止のため療養室、談話室/食堂/レクリエーションルーム以外へは職員不在時の入室はご遠慮下さい。また、居室前のテラスに出られる際は職員にお知らせ下さい。

備品・設備を破損、破壊した場合は弁償していただくことがあります。

⑨所持品・備品の持ち込み

別紙「ご入所時にご用意いただくもの」に基づき居室の家具等の収容範囲で所持品をお持ち込み下さい。衣類の管理は当施設では行ないません。

それぞれの所持品・備品には記名をお願いします。また、必要に応じ随時補充をお願いします。

⑩洗濯物

入浴日の着替えの他、適時着替えをいたしますので早めの補充交換をお願いします。洗濯方法は①持ち帰り、②施設内のコインランドリー（有料）、③業者委託（料金は別紙料金表をご覧ください）の3通りがあります。

⑪金銭・貴重品の管理

利用者の金銭管理は自己管理が基本となります。

紛失、盗難については施設側では責任を負いかねますのでご了承下さい。

⑫外出時の施設外での受診

介護老人保健施設には常勤医がいること、病状安定期の要介護者をお預かりする施設ということから、みだりに医療機関へ受診することは認められません。

したがって外出時に施設以外の医療機関で診察を受ける、薬をもらう、検査を受ける、処置を受ける等は原則としてできませんのでご了承下さい。

やむを得ず受診しなければならない場合は、受診前に施設へご連絡下さい。また、高度な医療処置が必要な場合や、様態が急変した場合は医療機関に転院していただくことがあります。

5. 非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓、自動火災報知装置、非常警報装置、避難器具、誘導灯及び誘導標識、防火戸
- ・防災訓練 年2回以上実施

6. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

7. 要望及び苦情等の相談

当施設には介護支援専門員、支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。（電話03-5793-3355）

施設に設置された「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくことも可能です。

責任者として事務長を配置しています。

8. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますのでご利用下さい。

高齢者の方には、心身の障害や老化に伴い様々な事故の危険性があります。転倒、転落、誤嚥などがその代表ですが、それらの事故は骨折や外傷、窒息や肺炎などの場合によっては死亡に結びつく結果をもたらすこともあります。当施設では細かな観察や工夫でそのような事故の発生防止に努めておりますが、専門的な介護施設とはいえ利用者の全ての行為を管理・予測できるものではありませんので、予めご承知おき下さいますようお願い申し上げます。

<別紙 2>

短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）について
（令和 8 年 8 月 1 日現在）

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証等を確認させていただきます。

2. 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の概要

短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）は、要介護者（介護予防短期入所療養介護にあっては要支援者）の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅サービス計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の介護を行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画が作成されますが、その際、利用者・扶養者（ご家族）の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

3. 利用料金

利用料金は別紙「料金表」をご覧ください。

<別紙3>

個人情報の利用目的

(令和8年8月1日現在)

介護老人保健施設ソピア御殿山では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供

短期療養介護入所（介護予防短期療養介護入所）利用者負担説明

（令和8年8月1日現在）

介護老人保健施設をご利用される利用者のご負担は、介護保険（及び介護予防）の給付にかかる**1割～3割の自己負担分**と保険給付対象外の費用（居住費、食費、利用者の選択に基づく特別な療養室料及び特別な食費、日常生活で通常必要となるものに係る費用や、理美容代、倶楽部等で使用する材料費、診断書等の文書作成費、要介護認定の申請代行費等）を**利用料**としてお支払いいただく2種類があります。

また、利用者負担は**全国統一料金ではありません**。介護保険（介護予防）給付の自己負担額は、施設の所在する地域（地域加算）や配置している職員の数、また、認知症専門の施設（認知症専門棟加算）で異なりますし、利用料も施設ごとの設定となっております。当施設の利用者負担につきましては、次頁以降をご参照下さい。

介護保険には、大きくわけて、入所をして介護保険を利用する施設サービスと在宅にいて種々のサービスを受ける居宅サービス（及び介護予防のサービス）がありますが、それぞれ利用方法が異なります。

施設サービスを希望される場合は、直接施設にお申し込みいただけますが、（介護予防）短期入所療養介護は、原則的に利用に際しては、居宅支援サービス（介護予防サービス）計画（ケアプラン）を作成したあとでなければ、保険給付を受けることができませんので注意が必要です。また、加算対象のサービスも、居宅支援サービス（介護予防サービス）計画に記載がないと保険給付を受けられませんので、利用を希望される場合は、居宅支援サービス（介護予防サービス）計画に記載されているか、いないかをご確認ください。

各サービス計画は、居宅介護支援事業所（介護予防支援事業者〔地域包括支援センター〕）に作成依頼することもできます。

詳しくは、介護老人保健施設の担当者にご相談ください。

短期療養介護入所・介護予防短期入所療養介護の場合の利用者負担

(介護保険1割負担の場合)

(1) 保険給付の利用者負担額

施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は1日当たりの自己負担分です。）

従来型個室		多床室(4人室)	
・要介護1	893円	・要介護1	984円
・要介護2	974円	・要介護2	1068円
・要介護3	1045円	・要介護3	1138円
・要介護4	1109円	・要介護4	1202円
・要介護5	1171円	・要介護5	1266円

従来型個室		多床室(4人室)	
・要支援1	689円	・要支援1	733円
・要支援2	848円	・要支援2	909円

- * 夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たす場合は夜勤体制加算を算定する。
【夜勤体制加算 27円】

- * 当施設の在宅復帰率等によって算出される在宅復帰・在宅療養支援等指標が基準値を上回り、他の諸要件を満たした場合、在宅復帰・在宅療養支援機能加算を算定する。

【在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅱ 56円】

- * 介護職員のうち、介護福祉士の割合が一定以上の場合はサービス提供体制加算を算定する。

【サービス提供体制強化加算Ⅲ 7円】

- * 所定単位数に8.6%を乗じた単位数を介護職員等処遇改善加算Ⅱとして算定する。

- * 常勤の理学療法士または作業療法士を1名以上配置し、設置基準を満たしている施設がリハビリテーションを適切に行う体制にある場合に、利用者について個別リハビリテーション実施加算として1日につき、個別リハビリテーション加算として算定する。

【個別リハビリテーション実施加算 262円】

- * 利用者・家族の事情等により介護支援専門員が必要と認めている場合、緊急短期入所受け入れ加算を算定する。

【緊急短期入所受入加算 99円】

- * 若年性認知症利用者に対して指定短期入所療養介護を実施した場合は、若年性認知症利用者受入加算を算定する。

【若年性認知症利用者受入加算 131円】

- * 要介護度4又は5であって、厚生労働大臣が定める状態である方に対し医学的管理の下受入れを行なった場合、重度療養管理加算を算定する。

【重度療養管理加算 131円】

- * 利用者の希望に基づき、ケアプランに位置付けられた場合にご自宅まで送迎を行なった場合に算定する。

【送迎加算（片道） 201円】

- * 医師の発行する食事箋に基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、高脂血症食、痛風食及び特別な場合の検査食を提供した場合に算定する。

【療養食加算 9円】

- * 利用者の病状が著しく変化した場合に緊急、その他やむを得ない事情により療養した場合に緊急時治療管理を算定する。

【緊急時施設療養費 565円】

（2）利用料

① 食費（1日当たり）

2040円

（内訳：朝食 440円 昼食 940円 夕食 660円 おやつは昼食に含まれます）

（ただし、食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が1日にお支払いいただく食費の上限となります。）

② 居住費（療養室の利用費）（1日当たり）

・ 従来型個室

1728円

・ 多床室（4人室）

662円

（ただし、居住費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている居住費の負担限度額が1日にお支払いいただく居住費の上限となります。）

- * 上記①「食費」及び②「居住費」において、国が定める負担限度額段階（第1段階から3段階まで）の利用者の自己負担額については、《別添資料1》をご覧ください。

③ 利用者が選定する特別な療養室料／1日

個室 6600円

個室のご利用を希望される場合にお支払いいただきます。なお、個室をご利用の場合、外泊時にも室料をいただくこととなります。

- ④ 日用消耗品費／１日（選択制） 外部業者との直接契約
 Aセット ３７４円 Bセット ５７２円
 Aセット：BOXティッシュ、コップ、歯ブラシ、歯磨き粉、ハミングッド、
 舌ブラシ、入歯ケース、入歯洗浄剤
 バスタオル、フェイスタオル、メディカルタオル
 Bセット：Aセットに衣類（室内着、肌着、靴下）を加えたもの。
- ⑤ 私物洗濯委託費 外部業者との直接契約
 ８８０円
- ⑥ 理美容代
 カットのみ ３３００円
 カット・シャンプー ３８５０円
 シャンプー・ブロー ２２００円
 顔剃り １６５０円
 カラー（シャンプー込） ４９５０円
 パーマ（シャンプー込） ６０５０円
- ⑦ 予防接種代 個人負担金額
 インフルエンザ予防接種等に係る費用で予防接種を希望された場合にお支払いいただきます。
- ⑧ テレビ使用料／１日 １００円
 持参されたテレビを使用される際にお支払いいただきます。
- ⑨ 文書料
 （健康）診断書 ５５００円
 各種証明書 １６５０円
 死亡診断書（１通目） １１０００円
 死亡診断書（２通目） ５５００円
 領収書の再発行（２通目以降） ５５０円
 記録等コピー代（開示１枚につき） ３３円

「国が定める利用者負担限度額段階（第１～３段階）」 に該当する利用者等の負担額

- 利用者負担は、所得などの状況から第１～第４段階に分けられ、国が定める第１～第３段階の利用者には負担軽減策が設けられています。
- 利用者が「利用者負担」のどの段階に該当するかは市町村が決定します。第１～第３段階の認定を受けるには、利用者ご本人（あるいは代理人の方）が、ご本人の住所地の市町村に申請し、市町村より「介護保険負担限度額認定証」を受ける必要があります。この利用者負担段階について介護老人保健施設が判断・決定することはできません。また、「認定証」の提示がないと、いったん「第４段階」の利用料をお支払いいただくことになります。（「認定証」発行後、過払い分が「償還払い」される場合があります）
- 利用者負担第１・第２・第３段階に該当する利用者とは、おおまかには、介護保険料段階の第１・第２・第３段階にある次のような方です。
 - 【利用者負担第１段階】
生活保護を受けておられる方か、所属する世帯全員が市町村民税非課税で老齢福祉年金を受けておられる方で 預貯金等額 単身 1000 万円以下 夫婦 2000 万円以下
 - 【利用者負担第２段階】
世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で、合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間 82.65 万円以下の方で預貯金等額 単身 650 万円以下 夫婦 1650 万円以下
 - 【利用者負担第３段階①】
世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で、上記第２段階以外の方課税年金収入額が 82.65 万円超 120 万円以下の方で 預貯金等額 単身 550 万円以下 夫婦 1550 万円以下
 - 【利用者負担第３段階②】
世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で、上記第２段階以外の方課税年金収入額が 120 万円超の方で 預貯金等額 単身 500 万円以下 夫婦 1500 万円以下
- 利用者負担第４段階の利用者の方であっても高齢者二人暮らし世帯などで、お一人が施設に入所しその利用料を負担すると、ご自宅で暮らす方の生活が困難になると市町村が認めた方は、「利用者負担第３段階」の利用料負担となります。

○ その他詳細については、市町村窓口でおたずね下さい。

負担額一覧表（１日当たりの利用料）短期療養介護入所

	食 費	利用する療養室のタイプ	
		従来型個室	多床室
利用者負担第１段階	３００円	５５０円	０円
利用者負担第２段階	６００円		４３０円
利用者負担第３段階①	１,０３０円		
利用者負担第３段階②	１,３６０円		

※上記表中は、負担上限額にて記載しておりますが、低い額を設定する場合、その額を記入して下さい。

介護老人保健施設短期療養介護入所 (介護予防短期療養介護入所) 利用同意書

介護老人保健施設ソピア御殿山を（介護予防）短期療養介護入所利用するにあたり、介護老人保健施設 重要事項説明書（利用約款）及び別紙 1、別紙 2、別紙 3 を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。

また、介護老人保健施設のサービスを利用するにあたり、介護老人保健施設ソピア御殿山重要事項説明書（利用約款）に基づき、重要事項に関するこれらの利用者負担に関して、担当者による説明を受けました。その内容を十分に理解し、介護老人保健施設のサービスを利用した場合に、これらの対価として施設の定める料金を支払うことに同意すると共に下記事項を厳守することを保護者として誓約します。

記

1. 介護老人保健施設ソピア御殿山の諸規程を守り、職員の指示に従います。
2. 使用料等の費用の支払いについては、介護老人保健施設ソピア御殿山に対し、一切迷惑をかけません。

本書面を 2 通作成し、事業者、利用者及び家族が署名の上 1 通ずつ保有するものとします。

令和 年 月 日

甲 （利用者）

住 所 _____
☐ 電 話 _____
氏 名 _____

（代筆者 及び 身元引受人）

住 所 _____
☐ 電 話 _____
氏 名 _____（続柄 _____）

※本人が何らかの事由で記載できない場合は代筆者が記載

乙 （事業者）

事業者名 公益財団法人河野臨牀医学研究所
介護老人保健施設ソピア御殿山
住 所 東京都品川区北品川 5 丁目 2 番 1 号
電 話 03-5793-3355
施設長名 渡辺 寛

※請求書・領収書の送付希望先がある場合口に☑をご記入下さい。通常は身元引受人の方へ送付致します。